

市川市社会福祉審議会条例の新旧対比表

地域福祉計画策定時	現 行
<p>○市川市社会福祉審議会条例 平成17年 3月30日 条例第 8号</p> <p>改正</p> <p>平成18年 3月24日 条例第 1号 平成18年 6月26日 条例第35号 平成20年 3月28日 条例第 2号 平成23年 3月28日 条例第 4号 平成25年 3月25日 条例第13号</p> <p>市川市社会福祉審議会条例 (設置)</p> <p>第 1 条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）第12条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員25人で組織する。 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>(委員及び臨時委員)</p> <p>第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p>	<p>○市川市社会福祉審議会条例 平成17年 3月30日 条例第 8号</p> <p>改正</p> <p>平成18年 3月24日 条例第 1号 平成18年 6月26日 条例第35号 平成20年 3月28日 条例第 2号 平成23年 3月28日 条例第 4号 平成25年 3月25日 条例第13号</p> <p>市川市社会福祉審議会条例 (設置)</p> <p>第 1 条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成12年条例第10号）第12条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員18人以内で組織する。 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>(委員及び臨時委員)</p> <p>第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p>